

答申第93号

(諮問第113号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年5月20日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年5月7日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月以降の〇〇〇〇〇の企画調整会議の議事録の私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在（当該文書を作成していない又は廃棄したため）との理由で不開示決定を行い、平成27年5月20日付けで異議申立人に通知した。

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年5月27日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 過去に開示請求を行った公文書については、公文書不存在と通知された文書に漏れがあったため、大分県情報公開・個人情報保護審査会による確認を求める。

(2) 実施機関である大分県知事は、該当する公文書は存在しないと主張するが、異議申立人が所属で該当する公文書を回覧されて閲覧したことがある公文書である。

よって、企画調整会議の議事録という文書名で保管されていなくても、別の文書名で作成された可能性があるので、同じ趣旨で作成された公文書の開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象は、平成〇〇年〇月以降の〇〇〇〇〇の企画調整会議の議事録に記載された異議申立人に関する情報であるが、〇〇〇〇〇の企画調整会議（現：大分県水産研究企画調整会議）の議事録については、調査研究担当部署間の相互連携や情報交換等の場であり、従来から作成しておらず、議事録自体が存在していない。このため、議事録等会議の内容を記録した資料や文書の存在は確認できなかった。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件開示請求対象文書の存在の有無について

本件開示請求の対象個人情報、平成〇〇年〇月以降の〇〇〇〇〇の企画調整会議の議事録に記載された異議申立人に関する情報である。

〇〇〇〇〇の企画調整会議は、平成18年度大分県農林水産研究センター水産試験場事業報告によると、大分県水産研究企画調整会議要綱に基づき、漁業者ニーズに迅速、的確に対応し、効率的な調査・研究活動を推進することにより、水産業の振興発展を図るために、水産研究部の各部署の行事、予算及び研究課題等の連絡調整を行う場として、月1回（年12回）開催され、水産試験場長、浅海研究所長、内水面研究所長及び各研究部門担当総括等が参加している。

実施機関は、この企画調整会議について、調査研究担当部署間の相互連携や情報交換としての内部の会議であることから、従来から議事録を作成していないと主張しているが、各部署の行事、予算及び研究課題等の連絡調整を行うという会議自体の性格及び参加メンバーや月1回という開催頻度等から判断すると、議事録を作成していなくても不自然ではない。

また、大分県水産研究企画調整会議要綱にも議事録の作成を義務付ける規定はなく、議事録を作成するかどうかは会議そのものの性格によるものと解されることから、〇〇〇〇〇において議事録が作成されておらず、文書が存在していないとしても不合理とまでは言えない。

なお、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書の存在を確かめるため

